



#1 お弁当作りは女性だけの役割？



家事は女性だけの役割だと思込んでいませんか？

女性に偏りがちな家事について、「男性は仕事、女性は家庭」という無意識の思い込みをなくし、家族で協力しましょう。

かとも
じも

「あきた♡とも家事」宣言について ～豊かな人生を送ることができる秋田を目指します！～

秋田県は、女性の有業率が高い（74.8% 全国13位）一方で、6才未満の子どもがいる家庭の1日あたりの家事・育児時間は、女性が男性より約5時間多く担っているという調査結果となっています。

このため県では、ワーク・ライフ・バランスの実現や、誰もが自分の時間を持ち、社会や地域で活躍できるよう、すべての人が家事に主体的に取り組み、家族やパートナーと家事を分担する「とも家事（共家事）」の推進を宣言します。

上下水道 冬期間使用料の精算について

冬期間（12月～4月）は、積雪等により水道メーターによる検針が出来ないため、前3ヶ月（9月～11月）の平均使用料にて料金を請求しております。

冬期間に納めていただいた料金については、5月の検針再開時に実際の使用量を確認して精算を行うため、5月検針時に配布する「水道使用量のお知らせ」と請求金額が異なる場合がありますので、ご注意ください。

＜精算方法＞

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{冬期間実使用料の合計} \\ \hline \text{(12～5月の使用料の合計)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{冬期認定使用料の合計} \\ \hline \text{(12月～4月の使用料の合計)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{5月請求額} \\ \hline \end{array}$$

※5月の精算時に、冬期間の実使用料の合計を冬期認定使用料の合計が上回る場合があります。その場合は、上回った分を6月以降の料金に充てさせていただきます（不足分は5月に請求させていただきます）。

【お問い合わせ】 藤里町生活環境課

☎0185-79-2115

- ◇教育次長補佐兼指導主事・小森博喜
(秋田県教育委員会から派遣)
- ◇生涯学習係長・児玉淳一(生活環境課環境整備係長)
- ◇生涯学習係主事・五十嵐大樹(税務会計課税務係主事)
- ◇学校教育係主任・羽澤和輝(生活環境課生活環境係主事)
- ◇学校教育係 藤里幼稚園副園長・加藤優大
(学校教育係 藤里幼稚園 主査)
- ◇学校教育係主査 藤里幼稚園・田山美佳
(学校教育係 藤里保育園・主査)
- ◇学校教育係主査 藤里保育園・市川奈津子
(学校教育係 藤里保育園 主任)
- ◇藤里幼稚園 園長(併任)・金野尚人(教育長)
- 【選挙管理委員会】
- ◇書記(併任)・成田貴之(総務課総務係主査)
- 【退職・3月31日付】
- ◇農林課林業振興係上席専門員・村岡和夫
- ◇町民課参事兼町民課長補佐・小山恵里子
- ◇教育委員会 藤里幼稚園園長・安部多貴子
- ◇総務課総務係主任・齋藤智哉

「あきた♡とも家事宣言」の詳細は
「美の国あきたネット」をご覧ください。

